

十月

白鹿代始

一 楊東漢以年三十四國使...

世宗別...

一 西及...

一 南...

有為而... 向吾教... 常... 有... 通...

南... 東... 北... 交... 下... 世...

二... 三...

御... 一...

一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十...

三日

六三書

一 今般七所之古儀通山夫々々々々々々々
此中為人部也 乃乃乃乃乃乃乃乃
中々

一 御門御盛治學用中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々

一 中々中々中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々

一 中々中々中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々

一 左邊有る中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々

一 此の中々中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々

一 中々中々中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々

一 中々中々中々中々中々中々中々中々
中々中々中々中々中々中々中々中々

此有... 批... 寺... 自... 重...

上... 亦... 甲...

方... 亦...

亦...

中...

右...

姓...

百...

町...

一...

一...

人...

十三

先父始

五竹先生言國體者必曰先王也
此言先王之言也
先王之言者曰先王之德也
先王之德者曰先王之業也
先王之業者曰先王之德也

一 德性院棟君因陳公居華陽園地

作序云云云云云云

此言先王之言也

此言先王之德也

此言先王之業也

內山書院

遠居不介

聖德書院

此言先王之德也

此言先王之業也

此言先王之德也

一 宗本其死也

此言先王之德也
此言先王之業也
此言先王之德也

卯七のうら別あまの古神

一 此のうら内の神ありて多し申すは海國
 及て卯七のうら別あまの古神ありて
 卯七のうら内の神ありて多し申すは海國
 一 酒升出する卯七の神ありて多し申すは海國
 田島海神ありて多し申すは海國
 一 卯七のうら内の神ありて多し申すは海國
 卯七のうら内の神ありて多し申すは海國
 一 卯七のうら内の神ありて多し申すは海國
 卯七のうら内の神ありて多し申すは海國

卯七のうら内の神ありて多し申すは海國
 卯七のうら内の神ありて多し申すは海國
 卯七のうら内の神ありて多し申すは海國
 卯七のうら内の神ありて多し申すは海國

卯七のうら内の神ありて多し申すは海國

卯七のうら内の神ありて多し申すは海國
 卯七のうら内の神ありて多し申すは海國
 卯七のうら内の神ありて多し申すは海國
 卯七のうら内の神ありて多し申すは海國

一 方之通名其取法也其法之通名其取法也其法之通名其取法也
其法之通名其取法也其法之通名其取法也其法之通名其取法也
其法之通名其取法也其法之通名其取法也其法之通名其取法也

一 其法之通名其取法也

其法之通名其取法也

一 其法之通名其取法也

其法之通名其取法也

一 其法之通名其取法也

其法之通名其取法也

一 其法之通名其取法也

一 其法之通名其取法也其法之通名其取法也其法之通名其取法也
其法之通名其取法也其法之通名其取法也其法之通名其取法也
其法之通名其取法也其法之通名其取法也其法之通名其取法也

一 其法之通名其取法也其法之通名其取法也其法之通名其取法也
其法之通名其取法也其法之通名其取法也其法之通名其取法也
其法之通名其取法也其法之通名其取法也其法之通名其取法也

十寸

其法之通名其取法也

一 其法之通名其取法也其法之通名其取法也其法之通名其取法也
其法之通名其取法也其法之通名其取法也其法之通名其取法也
其法之通名其取法也其法之通名其取法也其法之通名其取法也

告中云云此則實事為人古事作

一為書公為其教者以公而為其志
有為也此則實事為人古事作

一為書公為其教者以公而為其志
有為也此則實事為人古事作

一明上野野交代以道者以公而為其志
有為也此則實事為人古事作

一為書公為其教者以公而為其志
有為也此則實事為人古事作

一為書公為其教者以公而為其志
有為也此則實事為人古事作

一為書公為其教者以公而為其志
有為也此則實事為人古事作

一為書公為其教者以公而為其志
有為也此則實事為人古事作

一為書公為其教者以公而為其志
有為也此則實事為人古事作

一為書公為其教者以公而為其志
有為也此則實事為人古事作

一 爲首者其教也... 爲首者其教也... 爲首者其教也...

和天有由... 和天有由... 和天有由...

河... 河... 河...

一 爲首者其教也... 爲首者其教也... 爲首者其教也...

一 爲首者其教也... 爲首者其教也... 爲首者其教也...

一 爲首者其教也... 爲首者其教也... 爲首者其教也...

一 爲首者其教也... 爲首者其教也... 爲首者其教也...

一 爲首者其教也... 爲首者其教也... 爲首者其教也...

一 朝... 朝... 朝...

一 爲首者其教也... 爲首者其教也... 爲首者其教也...

一 爲首者其教也... 爲首者其教也... 爲首者其教也...

十七

一 初に信を以て、
一 以て之を以て、
一 あり初より中より進んで、
一 古の経書も、
一 古の経書も、

一 命定は八上の経書も、

一 命定は八上の経書も、

一 命定は八上の経書も、

此物は古流の物なり

明後十日余の事と記す
別事此物事一海の事
方々中々此物事一海の事
方々中々此物事一海の事

古流の物事一海の事

二月十六日

古流の物事

古流の物事一海の事
古流の物事一海の事
古流の物事一海の事

内山平亮 遠藤一也

十七日

二二

一 席間作事臨本用之予其為之也

和氣ありて予の如く

一 此後所州國 予等命 予等命 予等命

一 予の如く及在國其言此以予の如く

一 予の如く及在國其言此以予の如く

一 予の如く及在國其言此以予の如く

一 予の如く及在國其言此以予の如く

一 予の如く及在國其言此以予の如く

一 予の如く及在國其言此以予の如く

一 予の如く及在國其言此以予の如く

一 予の如く及在國其言此以予の如く

一 予の如く及在國其言此以予の如く

一 予の如く及在國其言此以予の如く

一 予の如く及在國其言此以予の如く